リコプターです。 ことが出来る医療専門へ 場で治療をし、搬送する せて現場へ向かい、その 救急専門医と看護師を乗 患者が発生したときに、 ドクターヘリは、

クターヘリ法」)」 する特別措置法(通称「ド 医 いた救急医療の確保に関 したことを受け、 省と都道府県の補助に .療用ヘリコプターを用 平 成 19年6月に「救急 厚生労 が成立

> になりました。 北圏にも導入されること 成11年度から道東圏と道 ヘリ法の成立を受け、 ましたが、このドクター に道央圏に1機導入され 北海道内では、 リが運行されています。 全国でドクターへ 平成17年 亚

道北圏一 カバーします。 ことになっています。 中継点を設けて対応する あることから、 幌延町まででも145㎞ 超えてしまうことになり、 ことが出来ますが、 内を給油なしで往復する 拠点に利尻、 などには片道200㎞を ヘリは、 道北圏では、 帯の55市町村を 半径100㎞圏 礼文を含む ドクター 旭川市 給油用の 稚内 を

## 11 つから運行するの?

より、

ており、 搭乗する医師、 います。 町村で負担することとし でまかなわれます。補助人件費は国と道の補助金 は12万2千円を予定して 庫建設費の一部を関係市 対象外となるヘリの格納 いては、ヘリの運行経費 業が進められてい 10 運行にかかる費用につ 運行の開始時期は、 月初旬を目指して作 、幌延町の負担額 看護師の ・ます。 今

ればならないためで、 となる病院へ帰還しなけ 後5時までとなります。 概ね午前8時30分から午 祝日を問わず毎日可能で ヘリの出動は、土・日・ 日没までに基地 時

します。

## どんなときに 出動するの?

ています。 出動はしないことになっ 町民からの要請だけでは 者を対象としているため、 に要請することになりま 院である旭川赤十字病院 関の判断により、 請は、基本的には消防機 ドクターヘリの出 緊急を要する重症患 基地病 動

生命の危険が予想され るとき 出動要請をする基準は、

重症熱傷、 四 一肢切断等の救急 重症多発外 間は季節により多少変動

重篤疾患で、 定されるとき 時間を要することが想 処置が必要なとき 搬送に長

急搬送 各地域の医療機関から 高次の医療機関への救

呼吸器、 までは旭川の赤十字病院 載されています。 は心電図モニターや人工 備士が乗り込み、 医師·看護師·操縦士·整 などです。 ことになります。 から45分程度で到着する ヘリは時速200㎞で 薬品類などが搭 機内に 幌延町

## ドクターヘリへの

救急現場へ医師と看護

救急現場で医師の緊急

